



資産・収入申告書を1月31日までに提出を！！

当福祉事務所では、受給者の資産保有状況、収入の有無等を確認するため、毎年12月に資産申告書・収入申告書の提出をお願いしています。

期限までに申告がなされなかったり、誤った内容の申告、申告していない収入が判明した場合は、支給した保護費の返還、また、状況によっては、返す金額が増えたり、法律で罰せられることがありますので、必ず提出してください。



提出するもの 下表を参照して提出漏れがないように！

1 資産申告書【対象：全受給者】

現金、預貯金、不動産、生命保険、自動車・バイク、貴金属等の保有状況について申告してください。必要に応じて①②の資料と一緒に提出してください。

①	預金口座がある場合… 令和6年1月から現在までの取引明細が確認できるもの	通帳の写し、ネットバンキングの取引明細部分のスクリーンショット等
②	その他の資産がある場合… その他資産が確認できる資料	保険証券や車検証等、その他の保有資産の情報を確認できる資料

2 収入申告書【対象：年度末時点で16～65歳の方（稼働年齢層）】

年金や給与、アルバイト代（未成年者を含む）、保険金、保険料の還付金、ネットオークション・フリマによる売上金、親族・知人からの仕送り等、手元のお金が増えるもの全てが申告対象です。必要に応じて③④の資料と一緒に提出してください。

③	給与明細	給与明細の写し等、就労先、収入額が確認できる資料
④	その他収入が確認できる資料	保険金の還付金通知、遺産相続の資料等、収入があったことを確認できる資料

提出方法 以下のいずれかの方法で提出してください。

窓口	福祉事務所（生活福祉課）窓口にて、各申告書と一緒に預金通帳、給与明細等を持参のうえ来所してください。 ※12時～13時（午後1時）はお昼休憩のため受付できません。
郵送	福祉事務所（生活福祉課）宛てに、各申告書に預金通帳、給与明細等の写しを同封して郵送してください。 ※郵送料は受給者負担です。 郵送先：〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
LoGoフォーム 【電子申請】	右記のQRコードより市ホームページ経由で申請フォームにアクセスできますので、申告してください。 ※預金通帳や給与明細の内容を画像としてアップロードしてください。

おすすめ！



△市ホームページ

12月5日に期末一時扶助を支給します

期末一時扶助とは、年越し資金の名目で12月にのみ支給する保護費です。
この機会に、支給対象外となっている家電の買い替え等を検討してみたい
かがでしょうか。

支給日	令和6年12月5日（定例保護費と同時支給）
支給額	【青梅市内の場合】 ・単身世帯⇒13,520円 ・二人世帯⇒22,030円 ※お住まいの地域、世帯人数、生活状況により変わります。 ※世帯の収入状況によっては支給されない場合もあります。



通院移送費の電子申請が可能になりました

令和6年12月1日より、一時扶助（通院移送費）について、
LoGoフォームによる電子申請ができるようになりました。

今まで紙の申請書を提出する場合は、通院証明書欄に医療機関の押印を受ける
必要がありましたが、電子申請ではこれに代えて、医療機関から発行される
「診療明細書」の画像をアップロードして頂くこととしました。右記のQR
コードより市ホームページ経由でアクセスできますので、ぜひご活用ください。



△市ホームページ

区分	必要なもの・申請方法
郵送 窓口持参	紙の通院移送費申請書の通院 証明書欄に医療機関による必 要事項の記入・通院日への押 印を受けたうえで提出
LoGo フォーム	申請フォームに診療明細書 （①氏名、②通院日、③医療 機関名がわかるもの：右図参 照）を画像としてアップロー ドしたうえで申請

診療明細書（記載例）			
入院	保険	●●●●●●	
患者番号	氏名	○○ ○○	受診日
受診科	YYYY/MM/DD		
部	項目名	点数	回数
医学管理	＊薬剤管理指導料2（1の患者以外の患者）	325	1
注射	＊点滴注射 サークレス注0.1% 0.1%100ml 1瓶	276	1
	＊点滴注射料	97	1

診療明細書（記載例）			
入院	保険	③ ●●●●●●	
患者番号	氏名	○○①○	受診日
受診科	②YY/MM/DD		
部	項目名	点数	回数
医学管理	＊薬剤管理指導料2（1の患者以外の患者）	325	1
注射	＊点滴注射 サークレス注0.1% 0.1%100ml 1瓶	276	1

令和7年1月分保護費の支給日は6年12月27日です

令和6年12月28日～令和7年1月5日は、年末年始休により市役所が閉庁するので、**令和7年1月分定例保護費の支給日は右表のとおりとなります。**
また、年末年始に医療機関等を受診予定の場合は、事前に医療券の発券を受けてください。また、急病等により緊急で受診した場合は、1月6日以降に福祉事務所にその旨を必ず報告してください。

12/27(金)	令和7年1月分 定例支給日 ※年内最後の開庁日です。27日に受け取れない場合は1月6日以降の支給となります。
12/28(土) ～ 1/5(日)	閉庁日 (年末年始休) ※保護費支給不可
1/6(月)	開庁日

